

1983年のフランス改正会社法

早稲田大学フランス商法研究会

大野實雄

金澤 理 中村真澄 奥島孝康

井上治行 荒木正孝 加瀬幸喜

山田泰彦

〔目 次〕

- I. 1983年のフランス改正会社法（解説）
- II. 投資の促進および出資の保護に関する1983年1月3日の法律第83-1号
- III. 投資の促進および出資の保護に関する1983年1月3日の法律第83-1号
の適用のための1983年5月2日の命令第83-363号

I. 1983年のフランス改正会社法

I 会社法改正の経緯と理由

1974年の第1次石油ショックは、フランス企業の財務内容を著しく悪化させ、急速にその債務を増大させるに至った。こうした経営の悪化に歯止めをかけ、フランス企業の国際競争力を強化するために、当時のバール内閣は、1978年に、「フランス企業の資金調達のための出資の方向づけに関する法律第78—741号」を制定して、出資を促進するための税制上の特典を設け、逆に、フランス経済にとって好ましくない一定の投資に対する税制上の特典を廃止するとともに、企業の要求に応じて、資金調達のための新しい手段を創設した。それが、前掲の1978年7月13日の法律第78—741号第24条以下に定める「参加的貸付金」(prêts participatifs)と、会社法第177—1条および第269—1条以下に定める「議決権のない優先配当株式」(action à dividende prioritaire sans droit de vote)である。ところが、1979年に起った第2次石油値上りは、再び、フランスの経済と財政に打撃を与え、企業にとって自己資金と長期資金の調達の必要を強める事態を招いたのである。そこに、以下で解説する法令を制定するに至ったフランスの事情がある(以上については、Rapport Monory, Sénat N° 72, annexe au procès-verbal de la séance du 28 octobre 1982, p. 5. を参照)。

ところで、全文49条から成る1983年1月3日の法律第83—1号と全文33条から成るその施行令たる1983年5月2日のデクレ第83—363号は、ほぼ以下に述べる三つの部分から構成されている。すなわち、第

1に、株式会社の設立と資本増加に関する手続の簡易化である。周知のごとく、フランス会社法は、前世紀からの継続性をもって、きわめて緩慢な発達を遂げてきているために、厳格な手続のもつ合理性がかなり失なわれてきているばかりか、その手続の厳格性(むしろ硬直性)がフランス企業の急速な発達にとってかえって桎梏となりかねないという事態が生じてきた。そこで、設立手続と増資手続について、その簡易化をはかる必要が生じたのである。第2に、投資に関する新しい法的手段を設け、資金調達手段の多様化をはかった。国有化による公企業部門の増大と出資者の志向の多様化によって、企業の資金調達手段の多様化の要請はますます増大化する傾向にあり、それに応えるためには、可能なかぎり、投資手段を拡大し、かつ、それを多様化する必要がある。その結果、後述するごとく、まったく新しいタイプの証券が創設されることになったのである。そして、第3に、投資者の保護の強化がはかられた。株主の権利の強化はもとより、証券市場と投資に対する監督の強化によって、投資者の保護を厚くすることが、投資促進のインセンティブともなり、逆に、投資を促進するための条件でもあることが考慮されたためであろう(以上については、Rapport Pierret, Ass. Nat., N° 1090, annexe au procès-verbal de la séance du 23 septembre 1982, pp. 3-6. を参照)。

なお、以下の解説においては、本法および本命令によって改正された法律または命令の条文を直接引用し、会社法は「法」と略記し、会社法施行令は「令」と略記する。

2 設立・増資手続の簡易化

株式会社および株式合資会社の設立手続と増資の手続については、かなり重要な改正が行なわれた。それは、株式の引受・払込の公証制

度の廃止と、金銭出資による増資手続の簡略化である (J. Richard, *Les sociétés par actions et la loi sur le développement des investissements et la protection de l'épargne*, J. C. P. 1983, éd. C. I., II, 13919, nos 1-10)。

(1) 設立手続 会社の設立または増資の際、株式の引受・払込は、これまで公証人による証明を必要としたが、今後は、払込金の保管者 (預金供託金庫、公証人または銀行) の作成した証明書によって確認すればたりのことになった (法78条, 79条, 85条, 191条および192条, 令55条1号, 72条, 166条および167条)。また、これにともなって、金融機関または公認仲買人が株式引受をなす権限の委任を受けた場合には、株式申込証の作成を免除して、設立手続の簡易化をはかった (法190条2項)。

(2) 増資手続 増資に要する費用と期間を節減するために、第1に、上に述べたごとく、株式引受契約が金融機関または公認仲買人によってなされるときは、株式申込証に署名することによってこれを確認することを要しない (法190条2項)。第2に、株主は新株の優先的引受権を有するが (法183条1項)、株主総会の決議をもって特定の受益者のために株主の新株引受権を排除することができるのみならず、資金公募の場合であれば、受益者の氏名を明示せずとも新株引受権の排除が可能となった (法186条, 令155条, 155—1条および156条)。また、株主は、個別的に新株引受権を放棄することも可能となり (法183条4項, 令157—1条)、その失権株について、自己の有する新株引受権に相当する株式数を超えて引受けることを申出た株主に対する割当には、株主総会の決議を要することとなった (法184条)。したがって、削減可能な引受権は、原則として廃止されたのである。その場合、失権株は公募の方法により処分される。なお、申込がないため、増資が満額に達しなかったときは、増資を引受額にとどめることがで

きるが、そのためには、引受額が増資額の4分の3に達しており、かつ、株主総会決議をもって増資を引受額にとどめる権限を取締役会等にあらかじめ授権しておくことを要する（法185条）。さらに、第3に、資金公募会社の増資の場合には、それに関与する金融機関による撤回不能の保証が与えられたときに、増資が実施されたものとみなされる（法191—1条、令168条）。（以上については、D. Gerry, *Le régime des augmentations du capital en numéraire après la Loi N° 83-1 du 3 janvier 1983, Rev. soc., 1983, pp. 261 et s.* が詳しい。）

3 資金調達手段の多様化

本法令の最重要部分が、以下に検討する資金調達手段の多様化である。とりわけ、新株引受権付社債、株式配当、投資証券および参加証券は、本法令によりフランス会社法に初めて登場したものであり、その中でも、投資証券および参加証券は、その発想において、比較法的にも注目すべきカテゴリーの証券である。なお、危険投資共同資金については、ここでの解説を省略する。

(1) 新株引受権付社債 フランス会社法上には、以前から転換社債（法195条以下）のほかに交換社債（法200条以下）が存在していたが、今回新たに、新株引受権付社債（obligations avec bons de souscription d'actions ou obligations à warrants）を加えることになった（法194—1条ないし194—11条、令170条ないし174—6条）。いうまでもなく、それは、起債会社の株式引受権を社債権者に与える社債である。新株引受権証券（bons de souscription）は、社債から分離することができ、独立に譲渡することができる。したがって、フランスの新株引受権付社債は、分離型のみであって、日本のように非分離型は存在しない。注目すべき点としては、第1に、親会社が起債

会社である場合には、子会社の発行する新株を引受ける権利を付した社債を発行しうる点であり(法194—4条2項)、第2に、新株引受権証券の権利者に会社書類閲覧権を与えている点である(法194—4条)。

(2)株式配当 新設された株式による配当の支払制度(法351条ないし353条)は、株主に対する配当の支払に際して、株式配当(*dividende en actions*)と金銭配当との選択権を認めるものである。株式配当を行なうには、通常総会による決議を要することになっているが(法351条1項)、これは、利益の資本組入に株主総会決議を要するので(法180条2項)、それと本質を同じくする株式配当の決定手続を合致させたためである(B. Mercadal et P. Janin, *Memento pratique des sociétés commerciales* 1983-1984, p. 857.)。株式配当制度が自己資本形成のための有力な手段の一つであることは、いうまでもあるまい。

(3) 議決権のない優先配当株式 このカテゴリーの株式は、前述のごとく、1978年に創設されたものであるが、定款に定めがある場合には、株主総会の決議をもって発行することができる(法177—1条1項)。本法は、議決権のない優先配当株式の発行を容易にするため、次のごとき改正を行なった。すなわち、まず第1に、これまでは最近の3営業年度中2回以上配当した会社でなければこの株式を発行できないとする制限が設けられていたが、今回の改正により、最近の2営業年度中1回でも配当した会社はこの株式を発行できるとして、その制限を緩和した(法177—7条2項、令153—6—1条)。第2に、転換社債および交換社債の発行が、この株式の発行の障碍とならないよう措置した(法195条および206条)。すなわち、これまでは転換社債または交換社債が発行されている場合には、利益の分配を変更することができなかったが、優先配当株の発行は利益分配に影響をおよぼすためである。第3に、この株式と普通株式との相互転換を認めた(法

269—1条)。第4に、この株式に対する優先配当は、第1次配当（法349条）の額を下廻ることができないのみならず、議決権のない優先配当株式を引受けた株主が払込んだ資本の額の7.5パーセントに相当する額を下廻ることもできないとして、二重の下限を定めた（法269—2条）。そして、第5に、優先配当が連続3営業年度の間支払われなかった場合には、この株主は議決権を回復するが、逆に、優先配当が1営業年度でも支払われると、この株主は再び議決権を失うことになった（法269—3条）。これまでは、優先配当が連続3営業年度の間支払われないかぎり、この株主は回復した議決権を失わないとされていたのである。

(4) 投資証券 本法の最大の改正点は、株式を分解して、投資証券（certificats d'investissement）と議決権証券（certificats de droit de vote）とを、資本の4分の1を限度として、株主総会の特別決議をもって分離発行することを認めたところにある（法283—1条ないし283—7条、令169—1条ないし169—7条）。投資証券とは、「株式に属する権利のうちで財産上の権利」を表章するものであり、議決権証券とは、財産上の権利「以外の権利」を表章するものである（法283—1条1項）。前者は譲渡することができるが（同条5項）、後者は記名式で、原則として譲渡することができない（同条6項）。元来、株式は両者が一体化されたものであるから、両者が再び合体すると株式が復元することはいうまでもない（同条7項）。まず、投資証券については、その所持人は、株主と同一の条件で会社書類の閲覧謄写権を有し（法283—2条）、新投資証券の優先的引受権をも有する（法283—4条2項）。また、議決権証券については、その所持人は、原則としてすべての決議に参加しうが、法律または定款に議決権の排除または制限の条項がある場合はこのかぎりではない。根拠条文は存しないが、会社書類の閲覧権は、議決権行使の前提条件でもあることから、

当然に認められるべきであると解されている (Mercadal et Janin, op. cit., n° 3190-58)。このような投資証券制度は、企業の所有と経営の分離が極度に発展した状況において、いわばその必然的帰結として出現したものと考えられ、株主のレントナー化を制度化するものとして、今後の展開が注目される (なお、以上については、B. Bouloc, *Les nouvelles valeurs mobilières: les certificats d'investissement et les titres participatifs*, Rev. soc., 1983, pp. 501 et s. 山田泰彦「株式の分解とその有価証券化—フランス改正会社法(1983年1月3日の法律)により創設された投資証券と議決権証券」商事法務1019号21頁以下が詳しい。)

(5) 参加証券 本法は、投資証券のほかに、公企業部門の会社のみが発行できる参加証券(*titres participatifs*)を創設した(法283—6条および283—7条, 令242—1条ないし242—7条)。参加証券とは、原則として、会社の清算の場合で、かつ、すべての債権者に債務を完済した場合にかぎり、これを償還することのできる社債の一種である(法283—6条1項および4項)。発行契約において、7年以上の償還期間を定めている場合はこのかぎりではない(同条1項)。1978年7月13日の法律第78—741号は、企業財務上は自己資金とみなされる参加的貸付金(*prêt participatif*)なる新たな債権のカテゴリーを創設したが、参加証券は、まさしくこの債権に対応するものであり、これを有価証券化したものである。したがって、社債権者の保護に関する規定がほぼ準用される(法283—7条)。(なお、Bouloc, op. cit., pp. 523 et s.; Mercadal et Janin, op. cit., n°s 3195 et s. を参照)。

4 投資者保護の強化

投資を促進するためには、その手段を多様化することが必要である

が、投資者の保護を強化することも欠かすことのできない前提条件的な措置である。本法では、株主権の強化や有価証券振替決済制度の強制にともなう株式の譲渡性に関する技術的修正などのほか、証券取引委員会の権限強化や証券取引規制の強化などに関する規定も設けられているが、ここでの検討は、会社法の改正に関するものに限定する（なお、いわゆる証券取引委員会令である1967年9月28日のデクレ第67—833号の全訳は、早稲田大学フランス商法研究会訳・外国証券関係法令集フランス（昭和54年、日本証券経済研究所）73頁以下を参照されたい）。

(1) 株主の権利 株主の権利の強化は、以下の2点である。第1に、議決権の代理行使にともなう弊害を軽減するための措置として、かねて解釈論上疑義の存した会社法施行令第134条にもとづく白紙委任状の取扱いにつき明確化するとともに（法161条4項）、書面投票制度（vote par correspondance）を新設した（法161—1条）。すなわち、まず、白紙委任状の取扱いについては、これによる議決権の代理行使には株主総会の議長が代理人となって、取締役会（または董事会）が提出した議案またはその承認があった議案には必ず賛成し、取締役会以外の者が提出し、かつ、取締役会が承認しない議案に対しては必ず反対しなければならないとした。また、株主は、書面投票制度を利用することが認められ、定款をもってするも、これを制限することはできない。第2に、親会社または資本参加会社は、それが上場会社であるときは、連結貸借対照表および連結成果計算書を計算書類に添付すべきことを義務づけた（法357—1条）。同趣旨の会社法施行令第248条が任意規定にすぎないのに対して、上場会社については強行法化されている点で注目される。

(2) 株式の譲渡 1984年11月3日以降、フランス領土内で発行され、かつ、フランスの法令に服するすべての有価証券（株式、社債、投資

証券、参加証券、発起人持分)は、記名式たると無記名式たるとを問わず、口座への登録によるほか、物質的には存在しえなくなったため (dématérialisation des valeurs mobilières — art. 94—II al. 1 de la Loi de finances pour 1982 (n° 81-1160) et art. 1^{er} al. 1 du Décret n° 83-359 pris pour l'application de l'art. 94—II de la loi de finances pour 1982 (n° 81-1160 du 30 déc. 1981) et relatif au régime des valeurs mobilières), 株式の譲渡に関する規定の文言を整理する必要が生じた。すなわち、まず、会社が発行する有価証券は、1984年11月3日以前に発行されたものを除き、すべて振替口座への登録を義務づけられ、物質的存在を許されないため、株式の譲渡についてもすべて振替決済の方法によるべきことになる。その結果、無記名株式および記名株式の譲渡方法を定める会社法第265条は、本法により廃止されるに至った。また、主としてこのこととの関連において、交換社債の場合(法205条)、従業員引受株式の場合(法208—16条)、現物出資株式の場合(法278条、432条)、合併および会社資産の現物出資の場合(法279条2項)、国または公共団体の行なう現物出資の場合(法280条)、未払込株主の責任の場合(法282条3項)につき必要な改正が行なわれた(Richard, op. cit., nos 61 et s.; Mercadal et Janin, op. cit., nos 2489-1 et s.)。振替決済制度が有価証券取引における静的安全の確保という機能を有するものであることはいうまでもない。

〔奥島孝康〕

II. 投資の促進および出資の保護に関する 1983年1月3日の法律第83—1号

第1編 企業の資金調達

第1章 株式会社の設立および資本増加に 関する規定の簡易化

第1条—I. 一商事会社に関する1966年7月24日の法律第66—537号の第78条は、以下の規定をもってこれに代える。

法第78条〔保管証明書による株式の引受・払込の確認〕

株式の引受および払込は、払込金の預託に際し、株式申込証の提出にもとづき保管者の作成した証明書によって、これを確認しなければならない。

II. 一上記法律の第79条第1項は、以下の規定をもってこれに代える。

法第79条〔創立総会の招集、総会の権限〕

《①発起人は、保管者から証明書の交付を受けたのち、命令の定める方式および期間をもって、株式引受人を創立総会に招集しなければならない。》

二
四
九

III. 一上記法律の第85条は、以下の規定をもってこれに代える。

法第85条 〔保管証明書による株式払込の確認〕

株式の払込は、払込金の預託に際し、各株主による払込金額の記載のある株主の名簿の提出にもとづき、保管者の作成した証明書によってこれを確認しなければならない。

Ⅳ. 一上記法律の第87条は、以下の規定をもってこれに代える。

法第87条 〔株主または代理人による定款の署名〕

定款は、株式の払込金保管証明書の作成後、かつ命令の定める条件および期限にしたがい前条に定める報告書を株主の閲覧に供したのち、株主自身が、または特別の授權を証明する代理人がこれに署名しなければならない。

Ⅴ. 一上記法律の第433条第1号は、以下の規定をもってこれに代える。

法第433条 〔株式の引受・払込の仮装および現物出資の過大評価等に関する罪〕

《1° 株式の引受および払込を確認する保管証明書の作成につき、自らはその株式の引受が架空のものであることを知りながら真正になされたものとして故意に確認した者、または最終的に会社の自由な処分になされたものとして故意に確認した者、または最終的に会社の自由な処分に委ねられなかった払込金を払込済として故意に申告した者、または架空の株式引受を記載し、もしくは最終的に会社の自由な処分に委ねられなかった払込金を払込済として記載した株主の名簿を故意に保管者に交付した者》

第2条—I.—1966年7月24日の法律第191条第2項は、以下の規定をもってこれに代える。

法第191条 [株式の払込, 払込金の寄託および払戻]

《②前項の場合には、第77条第1項の規定を適用する。ただし、引受人名簿についてはこのかぎりではない。金銭出資株式の払込金の払戻は、保管者の証明書が作成されたのち、会社の受任者によってこれを行なうことができる。》

II. 一上記法律の第192条は、以下の規定をもってこれに代える。

法第192条 [株式の引受, 払込および相殺により払込が行なわれた旨の証明書]

①株式の引受および払込は、払込金の預託に際し、株式申込証の提出にもとづき、保管者の作成した証明書によってこれを確認しなければならない。

②金額が確定し、かつ、引受当時弁済期にある債権との相殺による株式の払込は、公正証書または会計監査役の証明書によってこれを証明しなければならない。この証明書は、保管者の証明書に代わるものとする。

第3条—I.—1966年7月24日の法律第190条に、つぎの第2項を追加する。

二
四
七

法第190条 [株式申込証]

《②前項の規定にかかわらず、株式の引受を行なう権限を委任された者が金融機関または公認仲買人であるときは、株式申込証を作成す

ることを要しない。ただし、これらの者は、その代理権を有することを証明しなければならない。》

Ⅱ. 一上記の法律第196—1条第4項の規定は、以下の規定をもってこれに代える。

法第196—1条〔転換社債権者の権利の保護—その2〕

《④転換の結果必要となる資本の増加については、第189条、第191条第2項および第192条に定める手続はこれを要しない。この場合、資本の増加は、第190条第2項の適用がある場合を除き、株式申込証を添えて行なう転換請求、または第196条に定める金銭出資株式の引受による払込があったときに完了する。》

第4条 1966年7月24日の法律第191条のつぎに、第191—1条の規定を追加する。

法第191—1条〔金融機関の保証による資本の増加〕

株式投資をうけ入れるため、資金を公募する会社においては、資本の増加は、命令をもって定める条件にしたがい、それに関与する認可をうけた1社または数社の金融機関が、その確実な履行につき (sa bonne fin) 撤回不能の保証を与えたときに実施されたものとみなす。券面額のうち当初払込むべき金額および発行超過額の全額の払込は、申込期間満了の日の翌日から45日以内にこれを行なわなければならない。

第5条 1966年7月24日の法律第183条に、つぎの第4項を追加する。

法第183条 [新株引受権]

《④株主は、個別的にその優先的引受権を放棄することができる。》

第6条—I.—1966年7月24日の法律第184条は、以下の規定をもってこれに代える。

法第184条 [削減可能の引受権]

①増加する資本の額の100分の3にあたる株式数を限度として、削減不能の引受権にもとづく申込のなかった株式は、第185条に定める条件にしたがい、取締役会または董事会がこれを配分する。この配分が行なわれなかったときは、株式の申込は公募の方法による。

②総会がとくに前項の株式を株主に配分する旨の決議をしたときは、会社は、削減不能の引受権にもとづく申込のなかった株式につき、削減可能の権利として引受けることを申出た株主に対し、削減不能の権利として優先的に引受けることのできた株式の数を超える株式を、その有する削減不能の引受権に比例し、かつ、その申込数を限度として割当てる。

II.—上記法律の第185条は、以下の規定をもってこれに代える。

法第185条 [新株の引受に不足がある場合]

申込の種類をいかんを問わず、資本の増加が満額に達しなかったときは、残額は、特別総会において別段の決議がないかぎり、取締役会または董事会がこれを配分する。上記の配分を考慮したうえで、取締役会または董事会は、資本の増加を引受額の範囲にとどめることを決議することができる。ただし、引受額が決定された増資額の少なくとも4分の3に達していること、およびこの権限が新株発行の決議の際

に明示的に与えられていることを条件とする。以上の条件をみたさないときは、資本を増加することができない。

Ⅲ. 一上記法律の第186条は、以下の規定をもってこれに代える。

法第186条〔新株引受権の排除〕

①資本の増加を決議する総会は、1人または数人の者のために、優先的引受権を排除することができる。この決議の受益者は、総会において議決権を行使することができない。これに反する決議は無効とする。この決議のために必要とされる定足数および多数は、割当をうける者の有する株式数を控除してこれを算定する。この場合には、第193条に定める手続にしたがうことを要しない。

②資金を公募する場合にも、総会は受益者の氏名を明示することなく、優先的引受権を排除することができる。この排除は、総会の授権が3年を限度として与えられたときは、増加すべき資本の額の半額を限度としてこれを行なうことができる。資本の増加が1年以内に実施されることを要するものであるときは、増加すべき資本の全額について引受権を排除することができる。

③前2項の場合において、総会は、取締役会または董事会の報告書、および会計監査役の報告書にもとづいて決議を行なうことを要し、これに反する決議は無効とする。これらの報告書に記載すべき事項は、命令をもってこれを定める。

第7条 1966年7月24日の法律第188条第2項は、以下の規定をもってこれに代える。

法第188条〔新株引受権の行使期間〕

《②申込期間は、削減不能の引受権のすべてが行使されたとき、または株式の申込をしなかった株主の引受権が個別的に放棄されたのちに増加すべき資本が全額引受けられたときは、期間満了前にこれを締切るものとする。》

第2章 新株引受権付社債

第8条 1966年7月24日の法律第194条のつぎに、以下の区分および第194—1条ないし第194—11条を追加する。

a) 新株引受権付社債

法第194—1条〔新株引受権付社債の発行〕

①特別総会は、取締役会または董事会の報告書および会計監査役の特別報告書にもとづいて、1通または数通の新株引受権証券を添付した社債の発行を決議することができる。この証券の所持人は、発行契約に定める一つまたは複数の価格をもって、かつ発行契約に定める条件および期間にしたがって、新株を引受ける権利を有する。新株引受権を行使しうる期間は、社債の最終償還期日より3ヵ月を超えることができない。

②会社は、直接または間接にその資本の過半にあたる株式を有する会社が発行する新株につき、新株引受権付社債を発行することができる。この場合には、社債の発行は、社債を発行する子会社の通常総会および新株を発行する会社の特別総会の決議によらなければならない。

③特別総会は、新株引受権の行使価格の算定方法および証券の権利者が引受ける株式の最高価額については、とくにこれを定めなければならない。新株引受権の行使価額は、証券の呈示にもとづいて引受け

られる株式の券面額を下ることができない。

④発行契約に別段の定めがある場合を除き、新株引受権証券は、社債券から分離して譲渡または流通におくことができる。

法第194—2条〔株主の優先的引受権と新株引受権付社債の発行期間〕

①新株を発行する会社の株主は、新株引受権付社債につき優先的引受権を有する。この優先的引受権については、第183条ないし第188条の規定を適用する。

②特別総会により新株引受権付社債の発行決議がなされたときは、株主は、この証券の呈示によって引受けられる株式の優先的引受権を、証券の権利者のために、放棄したもとする。

③新株引受権付社債の発行は、特別総会の決議の日より5年以内に、これを行わなければならない。株主が新株引受権付社債の優先的引受権を放棄したときは、この期間は2年に短縮する。

法第194—3条〔新株引受権行使の停止、利益配当〕

①新株を発行する会社が資本の増加、会社の合併または分割を行なったときは、取締役会または董事会は、3カ月を超えない期間につき、新株引受権の行使を停止させることができる。

②新株引受権証券の権利者が引受けた株式には、株式が引受けられた日の属する営業年度につき支払われる利益配当の請求権を付与する。

法第194—4条〔減資または利益分配の変更と新株引受権付社債権者の保護〕

①新株を発行する会社の特別総会による新株発行の決議の日からのち、かつ新株引受権証券が発行されているかぎり、会社は、資本を償

却し、償還によって資本を減少し、かつ利益の分配を変更することができない。

②前項の規定にかかわらず、会社は、第194—5条に定める条件にしたがい社債権者の権利の留保を条件として、議決権のない優先配当株式を発行することができる。

③損失を理由とし、株式の券面額の引下げまたは株式数の減少によって資本を減少する場合には、新株引受権証券の権利者の権利は、この者が新株引受権付社債発行の日から株主であった場合と同様にこれを縮減する。

法第194—5条〔株式の発行、資本組入、剰余金の分配および社債の新規発行と社債権者の保護〕

①新株を発行する会社の特別総会による新株発行の決議の日からのち、かつ新株引受権証券が発行されているかぎり、株主に留保されている金銭出資株式の発行、準備金、利益または発行超過額の資本組入、および金銭または会社保有証券をもってする剰余金の分配は、新株引受権を行使する新株引受権証券の権利者の権利の留保を条件とするのでなければ、これを行なうことができない。

②前項の場合において、会社は、命令に定める条件にしたがい、新株引受権証券にもとづき新株引受権を行使しうる証券の権利者に対し、これらの者が、株式の発行、資本組入、または分配の当時において、株主であった場合と同じ数量または割合でかつ同じ条件において、株式につき削減できない権利として申込をさせ、もしくはこれを無償で交付し、金銭または分配される証券に相当する証券を提供しなければならない。ただし、利益への参加についてはこのかぎりではない。

③新株引受権付社債を新たに発行する場合、または転換社債、もしくは交換社債を発行する場合には、これらの社債を引受けようとする

新株引受権証券の権利者または所持人が、通知に定められた期間内に引受権を行使することができるように、命令に定める条件にしたがい公示される通知によって、会社は、これらの者にその旨を知らせなければならない。引受権の行使期間の始期が到来していないときは、引受権の行使価格は、発行契約において定められた当初の価格とする。本項の規定は、株主に留保される引受権を含む他のすべての行為に、これを適用する。

④前項の規定にかかわらず、新株引受権証券が証券取引所に正規に上場されている株式または第二市場に上場されている株式の新株引受権を付与するものであるときは、会社は、前項に定める措置に代え、発行契約において、命令に定める条件ならびに算定の方法にしたがい、かつ証券取引委員会の監督のもとに、新株等の発行、資本組入、または分配にとまなう結果を考慮して、当初定めた引受の条件の調整を行なう旨をあらかじめ定めることができる。

法第194—6条 [新株引受権の行使とそれにとまなう手続]

①新株引受権の行使により生じる資本の増加は、第189条、第191条第2項および第192条に定める手続を要しない。資本の増加は、株式申込証を添付して行なわれる引受価額の払込の時、ならびに第194—5条に定める金銭出資株式の払込がなされた時に、確定的に完了する。

②取締役会または董事会は、各営業年度の終了後1ヵ月以内に、前営業年度中に新株引受権証券の権利者が新株を引受けたときは、引受けられた株式の数および券面額の総額を確認し、資本の額およびそれに対応する株式の数に関する定款の規定に、必要な変更を加えなければならない。取締役会または董事会は、営業年度中いつでもこの確認を行ない、これに関連する定款の規定を変更することができる。

③第194—5条および第194—7条に定める行為により、証券を呈示した新株引受権証券の権利者が、端数を含む株式につき権利を取得したときは、この端数部分は、命令に定める算定方法にしたがい、金銭をもってこれを支払う。

法第194—7条〔会社の合併または分割と社債権者の権利〕

①社債の発行会社が他の会社により吸収合併される場合、もしくは発行会社が他の1社または数社と新設合併する場合、または発行会社が既存会社または新設会社に分割される場合には、新株引受権証券の権利者は、吸収会社または新設会社の株式を引受けることができる。新株引受権証券の権利者が引受けることのできる株式の数は、吸収会社または新設会社の株式に対する社債発行会社の株式の交換比率により、必要のあるときは第194—5条の規定を考慮し、これらの者が発行会社の株式について有していた数を修正してこれを決定しなければならない。

②吸収会社または新設会社の株主総会は、第194—1条第1項に定める条件にしたがい、第194—2条に規定する優先的引受権の放棄について決議しなければならない。

③吸収会社または新設会社は、第194—4条ないし第194—6条の規定の適用については、新株を発行する会社に代わるものとする。

法第194—8条〔株主総会の決議無効原因〕

第194—1条ないし第194—7条の規定に違反してなされた決議は、これを無効とする。

法第194—9条〔新株引受権証券の権利者の会社書類閲覧権〕

新株引受権証券の権利者は、命令に定める条件にしたがい、新株を

発行する会社の第168条第2号および第3号に定める書類であって最近3営業年度に関するものを閲覧することができる。ただし、会計帳簿についてはこのかぎりではない。

法第194—10条〔新株引受権証券の失効〕

新株を発行する会社を買取った新株引受権証券および新株の引受に使用された証券は、その効力を失う。

法第194—11条〔従業員に与えられる新株引受権付社債への準用〕

第194—1条ないし第194—10条の規定は、企業成長の成果に対する参加のために従業員に与えられる新株引受権付社債の発行についても、これを適用する。

第9条〔区分の変更〕

①1966年7月24日の法律第195条以下の標題として掲げられた a) 転換社債は、これを b) 転換社債とする。

②同法第200条以下の標題として掲げられた b) 交換社債は、これを c) 交換社債とする。

第10条 1966年7月24日の法律第181条第2項は、以下の規定をもってこれに代える。

法第181条〔資本増加の実施期間〕

《②前項の期間は、社債の株式への転換もしくは新株引受権証券の呈示にもとづく資本の増加、または転換を請求する社債権者もしくは引受権を行使する新株引受権証券の権利者のために留保された追加的な資本の増加については、これを適用しない。この期間は、第208—

三三八

1条に定める選択権の行使によって発行される株式の引受にもとづく、金銭出資による資本の増加についてもまた、これを適用しない。》

第11条—I.—1966年7月24日の法律第196条第1項ないし第3項は、以下の規定をもってこれに代える。

法第196条〔転換社債権者の権利の保護—その1〕

《①前条に定める総会決議の日から後、かつ転換社債が発行されているかぎり、金銭出資株式の発行、準備金、利益または発行超過額の資本組入、および金銭または会社保有証券をもってする剰余金の分配は、転換を請求しうる社債権者の権利の留保を条件とするのでなければ、これを行なうことができない。》

《②前項の場合においては、会社は、命令の定める条件にしたがい、転換を請求しうる社債権者に対し、これらの者が、株式の発行、資本組入、または分配の当時において株主であった場合と同じ数量または同じ割合でかつ同じ条件において、株式につき削減することのできない権利として申込をさせ、新株を無償で交付し、金銭または分配される証券に相当する証券を提供しなければならない。ただし、利益への参加についてはこのかぎりではない。》

《③新株引受権付社債を発行する場合、または新たに転換社債もしくは交換社債を発行する場合には、転換を請求しうる社債権者が、通知に定められた期間内に転換権を行使することができるように、命令に定める条件にしたがい公示される通知によって、会社はこれらの者にその旨を知らせなければならない。転換権の行使期間の始期が到来していないときは、適用されるべき転換の基礎は、発行契約において定められた当初の基礎とする。本項の規定は、株主に留保される引受権を含む他のすべての行為に、これを適用する。》

《④前項の規定にかかわらず、株式が証券取引所に正規に上場されており、または第二市場に上場されているときは、会社は前項に定める措置に代え、発行契約において、命令の定める条件ならびに算定の方法にしたがい、かつ証券取引委員会の監督のもとに、新株の発行、資本組入、または分配にともなう結果を考慮して、当初定められた引受の条件の調整を行なう旨をあらかじめ定めることができる。》

Ⅱ. 一以上の改正にともない、上記法律の第196—1条第6項は、これを廃止する。

第12条—Ⅰ.—1966年7月24日の法律第450条第4号は、以下の規定をもってこれに代える。

法第450条〔新株引受権者等の権利を侵害する罪—その1〕

《4° 新株引受権付社債または転換社債が発行されている場合において、引受権を行使しうる新株引受権証券の権利者の権利、または転換を請求しうる社債権者の権利を留保しなかったとき》

Ⅱ. 一上記法律の第450条第5号は、以下の規定をもってこれに代える。

法第450条〔新株引受権者等の権利を侵害する罪—その1〕

《5° 新株引受権付社債または転換社債が発行されている場合において、新株引受権証券が有効でありまたは転換社債が存する間に、新株引受権証券の権利者もしくは所持人の権利、または転換を請求しうる社債権者の権利を留保するための措置を講じないで、資本を償却し、もしくは償還の方法で資本を減少し、または利益分配を変更し、もし

くは、剰余金を分配したとき》

Ⅲ. 一上記法律の第451条〔新株引受権者等の権利を侵害する罪—その2〕の規定中《転換社債もしくは交換社債の権利者または所持人》の文言の前に、《新株引受権証券または》の文言を加える。

第3章 株式会社による配当の支払

第13条—Ⅰ.—1966年7月24日の法律第350条のつぎに、以下の第351条ないし第353条を追加する。

法第351条〔株式配当の決議〕

①株式会社および株式合資会社において、当該営業年度の計算を確定する株主総会は、分配される配当の全部または一部につき、金銭による配当または株式による配当を選択する権利を、各株主に対し付与する権限を有する。

②数種の株式が存在する場合には、当該営業年度の計算を確定する株主総会は、交付される株式を配当をうける権利を有する株式と同種のものとする権限を有する。

③株式による配当の支払の申出は、株主全員に対し同時にこれを行なわなければならない。

法第352条〔発行される株式の発行価額と端数部分の処理〕

①前条に定める条件にしたがい発行される株式の発行価額は、券面額を下ることができない。

②株式を公式市場または第二市場に上場している会社においては、発行価額は、利益配当の決議の日に先立つ取引所の相場が成立した20

日間の平均価格の95パーセントを下ることができない。

③前項に定める会社以外の会社においては、発行価額は、会社の選択にもとづき、最終の貸借対照表により算定された純資産額を発行済株式数で除した額、または取締役会もしくは董事会の請求にもとづき裁判所が選任した鑑定人の評価額のいずれかとする。会計監査役は、発行価額を決定する方式の適用について監査し、第351条に定める株主総会に特別報告書を提出しなければならない。

④株主の受取る配当の額が1株の発行価額に満たない端数を生じたときは、株主は、その端数部分については、1カ月以内に、1株とするに必要な差額を金銭で払込んで株式を取得するか、または端数に相当する金銭を受領することができる。

法第353条〔株式配当による増資手続〕

①株式による配当の請求、または前条第2項に定める払込を必要とするときはその払込をともなう株式による配当の請求は、株主総会が定める期間内にこれを行なわなければならない。この期間は、株主総会の会日から3カ月を超えることができない。資本の増加は、この請求または払込をともなう場合にはその支払がなされたときに完了し、第189条、第191条第2項および第192条に定める手続は、これを必要としない。

②前項の適用にもとづき株主総会が定めた期間の経過後2カ月以内に、取締役会または董事会は、本条の適用にもとづいて発行された株式の数を確認し、資本の額およびそれに相当する株式の数に関する定款の規定に、必要な変更を加えなければならない。

II. 一前記法律の第449条末項は、以下の規定をもってこれに代える。

法第449条〔資本増加に際しての株券または小割株券の違法発行の罪〕

《⑤本条の規定は、随時転換社債の転換または新株引受権証券の呈示によって適法に発行された株券および第351条ないし第353条に定める条件にしたがい発行された株券については、これを適用しない。》

第4章 議決権のない優先配当株式

第14条 1966年7月24日の法律第177—1条第2項は、以下の規定をもってこれに代える。

法第177—1条〔議決権のない優先配当株式の発行〕

《②議決権のない優先配当株式は、最近2営業年度中に、第346条第1項に定める分配しうべき利益を実現した会社でなければ、これを発行することができない。》

第15条 1966年7月24日の法律第195条第5項に、以下の規定を追加する。

法第195条〔転換社債の発行〕

⑤会社は、転換社債を発行している場合には、総会決議の日からのち、資本を償却し、償還によって資本を減少し、かつ利益の分配を変更することができない。《ただし、会社は、第196条に定める条件にしたがい、社債権者の権利を留保することを条件として、議決権のない優先配当株式を発行することができる。》

二
三
三

第16条 1966年7月24日の法律第206条第1項に、以下の規定を追

加する。

法第206条 [交換社債の存する場合における資本の償却等の禁止，ならびに準備金分配に関する措置]

①第201条第1項に定める総会決議の日から，発行されたすべての社債が交換または償還されるまで，会社は資本を償却し，償還によって資本を減少し，かつ利益の分配を変更することができない。《ただし，会社は，議決権のない優先配当株式を発行することができる。》

第17条 1966年7月24日の法律第269—1条は，以下の規定をもってこれに代える。

法第269—1条 [議決権のない優先配当株式の発行の制限および転換等]

①議決権のない優先配当株式は，資本の増加または発行済普通株式との転換により，これを発行することができる。議決権のない優先配当株式は，これを普通株式に転換することができる。

②議決権のない優先配当株式は，資本の額の4分の1を超えて発行することができない。議決権のない優先配当株式の券面額は，普通株式の券面額と同額とし，会社がすでに数種の株式を発行しているときは，そのうちの普通株式の券面額と同額とする。

③議決権のない優先配当株式を有する株主は，株主総会に参加する権利および議決権を行使する権利を除き，他の株主に認められた権利と同一の権利を行使することができる。

④発行済普通株式の転換によって議決権のない優先配当株式を発行する場合または議決権のない優先配当株式を普通株式に転換する場合において，特別株主総会は，転換すべき株式数の最高限を決定し，か

二二二

つ、会計監査役の特別報告書にもとづいて転換の条件を定めなければならない。この総会の決議は、議決権のない優先配当株式の種類総会および新株引受権付社債、転換社債または交換社債の各社債権者の種類総会による承認があったときに確定する。

⑤転換の申込は、第269—6条に掲げる者を除き、すべての株主に對して同時に、かつその有する資本に対する株式の割合に応じて、これを行なわなければならない。特別株主総会は、株主が転換の申込を承諾しうる期間を決定しなければならない。

第18条 1966年7月24日の法律第269—2条第2項は、以下の規定をもってこれに代える。

法269—2条〔議決権のない優先株主の優先配当を受ける権利〕

《②優先配当は、第349条に定める第1次配当の金額を下ることはできず、また議決権のない優先配当株式を引受けた株主により払込まれた資本の額の7.5パーセントに相当する額を下ることができない。この株式は、第1次配当を受けることができない。》

第19条 1966年7月24日の法律第269—3条第2項は、以下の規定をもってこれに代える。

法第269—3条〔議決権のない優先配当株の議決権が復活する場合〕

《②前項に定める議決権は、優先配当が全額支払われなかった営業年度が経過するまでは、これを行使することができる。その優先配当額には、前数営業年度中に支払うべきものであった配当額を含む。》

第5章 投資証券

第20条 1966年7月24日の法律第283条のつぎに、以下の第2節の2および第283—1条ないし第283—5条を追加する。

第2節の2 投資証券

法第283—1条〔投資証券および議決権証券の性格〕

①株式会社および株式合資会社の特別株主総会、または特別株主総会の制度を設けていない会社においてはこれに代る機関は、取締役会または董事会の報告書および会計監査役の報告書にもとづき、その決議をもって、資本の増加または株式の分離に際し発行される株式に属する権利のうちで財産上の権利を表章する投資証券およびそれ以外の権利を表章する議決権証券を、会社資本の4分の1の範囲内で、発行することができる。

②資本を増加する場合において、株券の所持人および投資証券の所持人は、資本増加の手續にしたがい、発行された投資証券につき優先的引受権を有する。投資証券の所持人は、特別株主総会に関する規定にしたがって招集されかつ決議を行なう種類総会において、優先的引受権を放棄することができる。議決権証券は、株券の所持人およびすでに議決権証券が発行されているときにはその所持人に、その権利の割合に応じてこれを分配する。

③株式を分離する場合においては、投資証券の創設にもとづく提供は、すべての株券の所持人に対して同時に、かつその有する資本に対する株式の割合に応じて、これを行なわなければならない。特別株主総会が定めた期間の経過後において、所持人の放棄により割当られな

かった残部の投資証券については、その分配を請求した株券の所持人に対し、その有する株式の割合に応じてかつその請求した数を限度として、これを分配する。この分配後になお残部がある場合には、取締役会または董事会がこれを分配する。

④議決権証券は、これを記名式とする。

⑤投資証券は、これを譲渡することができる。その券面額は、株券の券面額と同額とする。株式を分割するときには、投資証券もこれを分割する。

⑥議決権証券は、相続または相続財産の生前分割ないしは夫婦間における夫婦共有財産の清算の場合を除き、これを譲渡することができない。議決権証券は、投資証券とともにするのでなければこれを譲渡することができない。この場合には、株式が確定的に復元される。

⑦1議決権に満たない権利を表章する証券は、これを発行することができない。総会は、端数の権利についての証券の発行方法を定めることができる。

法第283—2条 〔会社書類の閲覧権〕

投資証券の所持人は、株主と同一の条件にしたがって会社書類を閲覧することができる。

法第283—3条 〔証券の無償交付〕

株式の無償交付の場合においては、会社は、旧証券の権利者に対し、旧株式に割当てられた新株式の数に応じて新証券の発行および無償交付を行わなければならない。ただし、旧証券の所持人が自己の割当部分を、証券所持人の全部または一部の者のために放棄したときはこのかぎりではない。

法第283—4条 〔金銭出資による資本増加と新証券との関係〕

①金銭出資による資本増加の場合においては、会社は、資本増加を完全に実施した後においても、資本増加前に存する普通株式と議決権証券との割合を維持するに足る数の新投資証券を発行しなければならない。

②投資証券の権利者は、その有する証券の数に応じて、新証券につき削減不能の優先的引受権を有する。投資証券の権利者は、特別株主総会の規定にしたがって招集されかつ決議を行なう種類総会において、この権利を放棄することができる。引受のない投資証券については、取締役会または董事会がこれを分配する。資本増加は、株式の発行に対応する部分について効力を生ずる。

③新投資証券に対応する議決権証券は、旧議決権証券の所持人にその有する権利の割合にしたがって、これを割当てる。ただし、旧議決権証券の所持人が自己の割当部分を議決権証券所持人の全部または一部の者のために放棄したときはこのかぎりでない。

法第283—5条 〔転換社債の発行と新証券との関係〕

①転換社債を発行する場合には、投資証券の所持人は、その有する証券の数に応じて、削減不能の権利として転換社債の優先的引受権を有する。投資証券の所持人は、特別株主総会の規定にしたがって招集されかつ決議を行なう種類総会において、この権利を放棄することができる。

②転換社債は、これを投資証券にのみ転換することができる。転換のときに発行される投資証券に対応する議決権証券は、割当日に存する議決権証券の所持人に、その有する権利の割合に応じてこれを割当てる。ただし、旧議決権証券の所持人が自己の割当部分を議決権証券所持人の全部または一部の者のために放棄したときはこのかぎりでない。

い。随時転換社債については、各営業年度の末日に、この割当てを行なう。

第6章 参加証券

第21条 1966年7月24日の法律第283—5条のつぎに、第2節の3ならびに第283—6条および第283—7条を追加する。

第2節の3 参加証券

法第283—6条〔参加証券の性格〕

①公企業部門に属する株式会社および株式会社ならびに協同株式会社は、参加証券を発行することができる。この証券は、当該会社が清算する場合、または、当該会社の発議にもとづき、7年を下らない期間を経過し、かつ、発行契約に定める条件にしたがう場合にかぎり、これを償還することができる。

②参加証券に対する報償金は、定額部分、ならびに会社の活動または成果に関する要素および当該証券の券面額を考慮して算定する可変部分とから成る。報償金の可変部分の総額の上限に関する定めを含む条件については、命令をもってこれを定める。

③参加証券は、これを譲渡することができる。

④企業の資金調達のための出資の方向づけに関する1978年7月13日の法律第78—741号第26条の適用について、参加的貸付金は、参加証券の権利者以外のすべての優先債権者または一般債権者に完済した場合にかぎり、これを償還することができる。

〔参照条文〕

企業の資金調達のための出資の方向づけに関する1978年7月13日の法律第78—741号

第25条〔参加的貸付金の性格〕

①参加的貸付金は、それを貸付けた機関およびそれを借り受けた企業の貸借対照表の特別項目にこれを記載しなければならない。

②参加的貸付金は、それを借り受けた企業の財務状況の評価に関しては、これを自己資金とみなす。

第26条〔参加的貸付金権利者の配当順位〕

起債会社の合意整理または清算整理の場合、参加的貸付金は、他のすべての優先債権者または一般債権者に完済した場合にかぎり、これを償還することができる。配当への参加については、この貸付金の権利者は同一順位とする。

法第283—7条〔参加証券所持人の保護〕

①参加証券の発行および償還に関する授権は、第157条第5項および第286条ないし第290条に定める条件にしたがって、これを行なわなければならない。

②同一の発行に属する参加証券の所持人は、その共通の利益を守るため、法律上当然に民事会社としての法人格を有する団体を結成する。参加証券の所持人は、第294条ないし第317条、第319条、第320条、第320—1条および第324条ないし第338条の規定にしたがわなければならない。

③前項に定めるほか、参加証券所持人団体は、前営業年度中の会社の状況および活動に関する会社指揮者の報告ならびに当該営業年度の計算および参加証券の報償金の決定に用いられた事項に関する会計監査役の報告を聞くため、毎年少なくとも1回はこれを開催しなければならない。

④参加証券所持人団体の代表者は、株主総会または社債権者総会に出席するものとする。この代表者は、議事日程に記載されたすべての

問題につき意見をのべることができる。ただし、会社機関の構成員の選任または解任についてはこのかぎりではない。この代表者は、総会中いつでも意見をのべることができる。

⑤参加証券の所持人は、株主と同一の条件にしたがって、会社書類を閲覧することができる。

⑥総会をもたない公企業においては、その取締役会は、参加証券の発行につき通常総会に属する権限を行使する。この場合には、本条第4項の規定は、これを適用しない。

第22条 参加証券に対する課税は、確定利息付社債に対する課税と同様とする。

第7章 危険投資共同資金

第23条 投資共同資金に関する1979年7月13日の法律第79—594号第39条のつぎに、第2章の2および第39—1条ないし第39—3条を追加する。

第2章の2 危険投資共同資金に関する特則

第39—1条 [構成財産]

①第19条第1項および第2項の規定にかかわらず、危険投資共同資金を構成する財産の少なくとも40パーセントは、公式市場または第二市場に株式の上場を認められている会社以外の会社の持分、株式または

②第19条第4項および第5項の規定もまた、本章にこれを適用しない。

第39—2条 [名称に付記すべき事項、広告等の禁止]

前条に定める資金の名称には、その冒頭に《危険資金 (fonds à risques)》の語を付さなければならない。危険投資共同資金の持分の引受を誘引するすべての広告、および住所または公共の場所におけるすべての勧誘行為はこれを禁止する。本条の規定に違反した者は、これを刑法典第405条に定める罰金に処する。

第39—3条 [持分の買取請求、管理者の資格持分、清算]

①第7条の規定にかかわらず、持分の買取請求は、危険投資共同資金の管理規則をもって定める期間内においてはこれを行なうことができない。この期間は3年を下ることができず、10年を超えることができない。この期間は、持分引受の日からこれを起算する。

②持分の保有者は、買取請求後1年を経過してもなお危険投資共同資金から支払をうけることができなかつたときは、資金の清算を請求することができる。

③投資共同資金の管理者が継続して保有すべき持分の割合については、参事院の命令をもってこれを定める。

④参事院の命令においては、第7条の規定にかかわらず、1年を超えない期間を周期とする清算価額の算定の時期ならびに持分の引受、買取、譲渡に関する条件および期間を定める。

⑤危険投資共同資金は、その内部規則において、命令の定める条件にしたがい、資金の清算に際しその財産の一部を管理者に与える旨を定めることができる。

[参照条文]

投資共同資金に関する1979年7月13日の法律第79—594号

第19条〔保有証券の種類および保有制限〕

①投資共同資金を構成する財産の少なくとも80パーセントは、公募発行される有価証券または証券取引所の公式市場に上場されている有価証券もしくは非公式特別市場に登録されている有価証券、国庫証券または預金をもって常時これを構成しなければならない。

②投資共同資金は、20パーセントを限度として、前項に掲げる以外の有価証券ならびに1969年12月31日の法律第69—1263号第16条に定める約束手形を保有することができる。

③流動資産の最高限度については、参事院の命令をもってこれを定めることができる。

④投資共同資金は、一社が発行した証券の券面額の10パーセントを超えて保有することができず、一社が発行した無額面株式総数の10パーセントを超えて保有することができない。また、一社の総会における議決権総数の10分の1を超えて議決権を行使することはできない。

⑤投資共同資金の管理者は、その資金を構成する財産の10パーセントを超えて同一団体の証券に投資することはできない。ただし、国が発行する有価証券もしくは国が保証する証券、または経済担当大臣が決定するリストに掲載されている証券については、このかぎりではない。

第7条〔投資共同資金の持分の引受および買取〕

①持分の数は、新持分の引受によって増加し、引受済の持分の買取によって減少する。引受および買取は、つねに、第16条に定める管理規則をもって決定する管理費用および手数料を加算しまたは控除する最近の清算価額によりこれを行なわなければならない。この清算価額は、少なくとも、毎月第1および第3金曜日に決定し、かつその決定につぐ最初の取引日にこれを公示しなければならない。

②投資共同資金の純資産が経済担当大臣の命令をもって定める最高限度額を超えるときは、新たに持分を発行することができる。

③持分の買取は、すべて金銭をもって行なわれなければならない。ただし、
二
三
第42条に定める命令をもって、投資共同資金の存続中、例外的に、投資共同資金を構成する有価証券または金銭の分配によって持分の買取を行なうことができる方式を定めなければならない。

④投資共同資金の管理規則には、持分の買取を行なうことができる純資産の最低限度額を定めなければならない。この金額は、経済担当大臣の命令に定め

る金額を下ることはできない。純資産が30日の期間にわたり、管理規則の定める最低限度額を下回るときは、管理者は、投資共同資金の解散または第17条に定める行為のいずれかを行なわなければならない。

⑤各持分については、繰越金の総額ならびに当営業年度の期首から投資共同資金が得た収益の総額およびこれら収益の分配前に持分の発行または買取が行なわれたときは前営業年度の収益の総額に対応する発行価格または買取価格の部分を、それぞれ繰越金勘定、当営業年度の収益調整勘定、前営業年度の収益調整勘定に記入しなければならない。

第2編 投資者の保護

第1章 株主の権利

第24条 1966年7月24日の法律第161条に、つぎの第4項を追加する。

法第161条〔議決権の代理行使〕

《④株主が委任状に受任者を記載していないときは、株主総会の議長は、取締役会または董事会が提出または承認した議案の採択について賛成の議決権を行使し、その他の議案の採択について反対の議決権を行使しなければならない。これと異なって議決権を行使するためには、株主は、委任者たる自己が表示した趣旨にしたがって議決権を行使することを受諾する受任者を選任しなければならない。》

第25条 1966年7月24日の法律第161条のつぎに、第161—1条を追加する。

法第161—1条 [書面による議決権の行使]

①株主は、命令に定める事項を記載した投票用紙を用い、書面によって議決権を行使することができる。これに反する定款の規定は、記載のないものとみなす。

②命令に定める期間の条件にしたがい、総会開催前に会社が受領した投票用紙にかぎり、これを定足数に算入する。投票用紙に賛否の記載がなく、または棄権の表示があるときは、これを反対票とみなす。

第26条 1966年7月24日の法律第160条第2項に定める《取締役会または董事会における候補者の推せんに関するものを除き》の文言は、これを削除する。

第27条 1966年7月24日の法律第357条〔貸借対照表に添付すべき明細表〕のつぎに、第357—1条を追加する。

法第357—1条 [連結貸借対照表等の添付義務]

子会社を有しまたは資本参加をなす会社であって株式を正規の市場に上場しているものは、国家会計審議会（conseil national de la comptabilité）の意見を聴いたのちに制定される参事院の命令に定める態様および方法にしたがい、連結貸借対照表および連結成果計算書各1通を、1984年12月31日以後に終了する営業年度の計算書類に添付しなければならない。

第28条 1966年7月24日の法律第481条〔子会社および資本参加の
二
三
二
情報開示に関する罪〕に、つぎの第4号を追加する。

法第481条 [子会社および資本参加の情報開示に関する罪]

《4° 会社が子会社を有しまたは資本参加をなし、かつ、その株式

を正規の市場に上場している場合において、第357—1条の規定にしたがい、1982年12月31日以後に終了する営業年度の計算書類に連結貸借対照表および連結成果計算書各1通を添付しなかったこと。》

第2章 有価証券の口座への登録

第29条 〔登録証券に対する質権の設定と物上代位〕

①口座に登録された有価証券に質権を設定するには、証券の発行法人ならびに第三者に対する関係において、証券の権利者が日付を付しかつ署名した通知書をもってこれを行なわなければならない。この通知書には、被担保債権の額ならびに質権の設定された証券の券面額および種類を記載しなければならない。

②質権の設定された証券は、証券権利者の名義をもって開設され、かつ証券発行法人または仲介金融機関によって保管されている特別口座へこれを振替える。質権者に対しては、質権設定証書を交付しなければならない。

③証券の交換、併合、分割、無償交付、金銭による引受その他により、質権の設定された証券に代わるものとして、またはこれを補完するものとして発行されるすべての証券については、別段の合意がある場合を除き、本条第1項に定める通知書に記載された日付において質権の効力が及ぶものとする。

第30条 〔口座保管者の更生整理または清算整理〕

①口座の保管者たる仲介金融機関の更生整理または清算整理の場合において、口座に登録された有価証券の権利者のすべての権利は、これを他の仲介金融機関または証券の発行法人によって保管される口座に振替える。この振替は、受命裁判官へ通知しなければならない。

②振替後の登録に脱漏がある場合、証券権利者は、その権利の補完を受けるため、管財人へその債権を届出なければならない。

第31条—I.—1966年7月24日の法律第205条第1項は、以下の規定をもってこれに代える。

法第205条〔交換義務確保の方法〕

《①社債の交換を確保するために必要な株式については、この交換が実行されるまで、これを記名式とし、かつその譲渡および差押を禁止する。その移転は、交換済の証明ある場合にかぎり行なうことができる。》

II. 一上記法律の第208—16条第2項は、以下の規定をもってこれに代える。

法第208—16条〔従業員引受株式の譲渡禁止の原則とその例外〕

《②前項の株式は、譲渡禁止期間の満了前に、これを移転または無記名株式へ転換することができない。ただし、本法第281条の適用される場合または本法第208—15条に定める場合はこのかぎりではない。》

III. 一上記法律の第265条〔無記名証券および記名証券の譲渡方法〕は、これを廃止する。

二
九 IV. 一上記法律の第278条は、以下の規定をもってこれに代える。

法第278条〔現物出資株の譲渡制限〕

現物出資株式は、会社の設立登記をなしたときから2年、または資

本増加による変更登記のときから2年を経過したのちでなければ、これを譲渡することができない。

V. 一上記法律の第279条第1項は、以下の規定をもってこれに代える。

法第279条〔会社の合併または現物出資の場合における株式譲渡制限の特則〕

《①会社の合併または会社がその一部資産を他の会社に現物出資する場合において、その合併または現物出資のとき、株式会社または株式合資会社の形態のもとに2年以上存続している会社に対して付与される現物出資株式には、株式の譲渡禁止はこれを適用しない。》

VI. 一上記法律の第279条第4項は、以下の規定をもってこれに代える。

法第279条〔会社の合併または現物出資の場合における株式譲渡制限の特則〕

《④流通証券の現物出資に対して上場会社により交付される株式は、ただちにこれを譲渡することができる。》

VII. 一上記法律の第280条は、以下の規定をもってこれに代える。

法第280条〔国または公共団体の現物出資に対して交付される株式〕

国または国の事業体 (établissement public national) がその資産の一部を会社に出資するとき、国または国の事業体に交付される現物出資による株式は、その出資が確定的に履行されたときから、これを譲渡することができる。

VIII. 一上記法律の第282条第3項は、以下の規定をもってこれに代える。

法第282条〔未払込株主の責任〕

《③有価証券のある口座から他の口座へ振替が行なわれてから2年を経過したのちは、その株式を譲渡したすべての株式引受人または株主は、払込の請求を受けなかった金額につきその払込義務を免れる。》

IX. 一上記法律の第432条第3項は、以下の規定をもってこれに代える。

法第432条〔株券または小割株券の違法発行の罪〕

《③第1項に掲げる者が第278条に定める規定を遵守しなかったとき、または株金の全額が払込まれるまで金銭出資者に交付する株券を記名式として維持しなかったときは、これを前項に定める刑に処する。》

X. 一上記法律の第445条第3号は、以下の規定をもってこれに代える。

法第445条〔書類の閲覧に関する罪〕

本店または経営指揮を行なう場所において、つぎに掲げる書類を一定の期間中株主の閲覧に供しなかった株式会社の社長、取締役または副社長は、これを2,000フラン以上60,000フラン以下の罰金に処する。

二
七

《3° 総会の開催前15日の閲覧期間中、当該総会の会日に先立つ30日以内に閉鎖され、各記名株主の氏名および住所ならびにその総会に参加する意思をその日までに表明した各無記名株主の氏名および住所、

ならびに会社に知られた各株主の有する株式の数を記載した株主の名簿》

Ⅺ. 一上記法律の第449条第3項は、以下の規定をもってこれに代える。

法第449条〔資本増加に際しての株券または小割株券の違法発行の罪〕

《③第1項に掲げる者が、第278条に定める現物出資株式に関する義務を遵守しなかったとき、または株金の全額が払込まれるまで金銭出資者に交付する株券を記名式として維持しなかったときは、これを前2項に定める罰金および禁錮の刑に処し、またはそのいずれか一方の刑に処する。》

第32条〔施行期日〕

本章の規定は、1982年度財政法（1981年12月30日の法律第81—1160号）第94条Ⅱ第3項に定める日にこれを施行する。

〔参照条文〕

1981年12月30日の1982年度財政法（第81—1160号）

第94条一Ⅱ〔口座への有価証券の登録とこれにともなう手続〕

①フランス領土において発行され、かつフランス法の適用を受ける有価証券は、その形式のいかんにかかわらず、証券発行人または仲介金融機関が保管する口座（簿）にこれを登録しなければならない。

③可変資本投資会社（S. I. C. A. V.）以外の株式会社または株式合資会社の発行する証券であって、公式の証券市場または非公式特別市場（*compartiment spécial du marché hors cote*）に上場されていない証券は、発行会社が保管する口座に、証券権利者の名義をもって必ずこれを登録しなければならない。

③本条の規定は、本法施行のために制定された命令（1983年5月2日の命令

第83—359号)の公布の日(1983年5月3日)より18ヵ月を経過した時にこれを施行する。本条の規定は、本法施行前に発行され、かつ記番号による抽せんをもって償還される社債券にはこれを適用しない。

④本条施行前に発行された有価証券の所持人は、本条施行の時から、その有する証券を口座に登録するため、証券発行人または仲介金融機関にこれを提出したのちでなければ、その証券上の権利を行使することができない。命令の定める日から、かつ、その定める条件にしたがって(1983年5月2日の命令第83—359号第13条以下)、証券発行人は、未提出の有価証券に対応する権利の売却手続をとらなければならない。その売却代金は、権利承継人に返還するまで、これを供託しなければならない。

⑤第2項に定める会社において、業務執行者または社長が本条の規定の実施をはかるための措置を講じなかったときは、これらの者は、遺贈税(droits de mutation par décès)および富裕税(impôt sur les grandes fortunes)の適用につき、未提出の有価証券または前項に定める条件にしたがって売却されなかった有価証券の権利者たるものとみなす。ただし、反対の証明があった場合はこのかぎりではない。

第3章 証券市場に対する監督

第33条 1967年9月28日の命令第67—833号第5条に、つぎの第7項および第8項を追加する。

第5条 [職務権限—その3]

《⑦前項に定める義務は、証券取引委員会と同等の権限を有しかつ同一の職業上の守秘義務を負う他のヨーロッパ共同体加盟国の関係機関に対し、証券取引委員会が知り得た情報を提供することを妨げるものではない。》

《⑧証券取引委員会は、その知り得た情報を証券取引委員会と同等の権限を有する外国の関係機関に提供することができる。ただし、情報提供の相互性が確保され、かつその機関がフランスにおいて認めら

れているものと同一の保障の下に職業上の守秘義務を負うことを条件とする。》

第34条 1967年9月28日の命令第7条のつぎに、第7—1条を追加する。

第7—1条〔第6条および第7条の適用範囲〕

第6条および第7条の規定は、有価証券投資を受け入れるために資金を公募する国以外のすべての発行者にこれを適用する。

第35条 1967年9月28日の命令第10—1条は、以下の規定をもってこれに代える。

第10—1条〔機密関与者の証券取引および相場攪乱に関する罪〕

①商事会社に関する1966年7月24日の法律第66—537号第162—1条に定める者ならびにその職業上または職務の執行に際し、証券発行者の今後の見通しもしくは現在の状況または有価証券の値動きの見通しに関する特別の情報を得た者で、公衆がその情報を知る前にその情報にもとづいて証券市場で直接または人を介して1回もしくは数回の売買取引を行ない、または他人が行なうことを知りながらこれを容認した者は、これを2カ月以上2年以下の禁錮および6,000フラン以上500万フラン以下の罰金に処し、またはそのいずれか一方の刑に処する。ただし、罰金の額は、売買取引によって得た利益があるときは、その利益の額を下限としてその4倍までこれを加重することができる。

②法人が前項に定める売買取引を行なった場合には、その法律上または事実上の指揮者が法人のおかした犯罪について刑事責任を負う。

③証券の相場に影響を与える目的で証券発行者の今後の見通しもく

は現在の状況または有価証券の値動きの見通しに関する虚偽のまたは詐欺的な情報を何らかの方法により故意に公衆に流布した者は、これを第1項と同一の刑に処する。

第4章 投資に対する監督

第36条〔第37条ないし第40条の規定の適用を受ける者〕

①本法第37条ないし第40条の規定は、つぎの者にこれを適用する。

- 1° 終身年金の申込またはみずからは管理を行なわない動産もしくは不動産に対する権利の取得を、公募または勧誘の方法により、直接または間接に、第三者に対して誘引することを業とする者。
- 2° 前号に定める行為を目的として資金を調達する者。
- 3° 第1号に定める財産の管理を引受ける者。

②前項の規定は、すでに特別の規定の適用を受けている取引、とくに保険法典に定める保険取引および金銭無尽取引、住宅金融取引、共済法典および社会保障法典に定める取引ならびに、通常、1個または数個の建造物の特定の部分を所有または利用する権利を与える取引には、これを適用しない。

第37条〔募集に関する書面による資金の公募・勧誘行為〕

①申込の勧誘の対象とされた取引、勧誘を行なった者および管理者(gestionaire)に関し公衆に有益な情報の提供を目的とする書面は、資金の公募または勧誘に先立ち、かつ命令に定める条件にしたがってこれを作成しなければならない。

②投資者が契約の締結に先立って募集に関する書面の交付を受けなかった場合または契約条項が募集に関する書面の内容と異なる場合には、裁判官は、投資者に損害賠償の請求を認めまたは契約の解除を宣

告することができる。

③募集に関する書面および標準約款の原案は、1967年9月28日の命令第67—833号に定める条件にしたがい監督の任務を遂行する証券取引委員会にこれを提出しなければならない。証券取引委員会は、その提出の時から30日以内に意見を表明しなければならない。ただし、審査の必要上、この期間を60日まで延長することができる。提出された書面が証券取引委員会の意見と一致したとき、または委員会にとくに意見がない場合には、前記期間が経過したときに、その書面を配布することができる。配布される書面の写し1通は、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

第38条 〔管理者が作成すべき各種の書類〕

①管理者は、毎営業年度の終了時にその管理する財産につき財産目録を作成しなければならない。管理者は、営業報告書を作成しなければならない。

②管理者は、貸借対照表および成果計算書を作成しなければならない。会計監査人は、計算書類を監査し、その誠実性および正規性を証明しなければならない。

③前2項に定める書類は、営業年度の終了後3カ月以内に権利者および証券取引委員会にこれを提出しなければならない。

第39条 〔会計監査人の任免・報酬等〕

①会計監査人は、管理者の請求にもとづき、裁判所が、証券取引委員会の意見を聴取したのち、決定をもってこれを任命し、その任期は6営業年度とする。会計監査人に過失または支障がある場合には、裁判所は、管理者または権利者の請求にもとづき、決定をもってその監査人を解任することができる。1966年7月24日の法律第218条ないし

第 221 条は、これを会計監査人に適用する。

②会計監査人は、その了知した犯罪事実を検察官に告発しなければならない。会計監査人は、その告発によっていかなる責任も負うものではない。

③会計監査人は、その職務の遂行の成果につき、命令に定める条件にしたがって報酬を受ける。

第40条〔罰則〕

①本法第37条および第38条の規定に違反した者は、これを1年以上5年以下の禁錮および6,000フラン以上120,000フラン以下の罰金に処し、またはそのいずれか一方の刑に処する。

②本法第39条の規定に違反した管理者は、これを6ヵ月以上2年以下の禁錮および6,000フラン以上60,000フラン以下の罰金に処し、またはそのいずれか一方の刑に処する。

③自己の名において、または監査法人の社員たる資格において、本法第38条に定める書類に関し虚偽の情報を提供しもしくは確認した会計監査人、または自己の了知した犯罪事実を検察官に告発しなかった会計監査人は、これを1年以上5年以下の禁錮および6,000フラン以上120,000フラン以下の罰金に処し、またはそのいずれか一方の刑に処する。

第41条—I.—1979年7月13日の法律第79—594号第9条は、以下の規定をもってこれに代える。

二
一

第9条〔投資共同資金に関する勧誘行為の禁止〕

①投資共同資金の持分の引受を誘引する住所または公共の場所に於ける一切の勧誘行為は、これを禁止する。

②本条の規定に違反した者は、これを刑法典第 405 条に定める罰金に処する。

II. 一上記法律の第23条は、以下の規定をもってこれに代える。

第23条〔配布文書等に関する証券取引委員会の監督権限〕

①証券取引委員会は、すべての公の文書、または管理者もしくは受託者が配布したまたはこれらの者が持分権者に宛てて送付した文書の提出を受けるものとする。

②証券取引委員会は、提出された文書に不正確な事項がある場合にはその訂正を命じ、かつ、必要な場合には、その広告または配布を禁じることができる。

③各資金ごとに特別の審査を行なうために、証券取引委員会は、査察官 (agents) をして管理者または受託者からその任務の遂行に有用と判断される一切の書類に関する情報の提供を受けさせることができる。

第 3 編 雑 則

第42条 1966年7月24日の法律第266条のつぎに、第266—1条を追加する。

法第266—1条〔交付請求のなかった証券に関する措置〕

①定款に別段の定めがある場合といえども、会社は、会社の合併もしくは分割、資本の減少、証券の併合もしくは分割および無記名証券の記名証券への強制転換の結果として証券を交換し、準備金の組入もしくは資本の減少にともない証券を交付し、または無償で株式を交付

二〇

もししくは割当てるときには、取締役会もしくは董事会の決議または業務執行者の決定にもとづき、参事院の命令に定める方法による公示を少なくとも2年前に行なうことを条件として、権利者が交付を請求しなかった証券を、この命令に定める方法にしたがい売却することができる。

②前項の交付または割当の基礎となった旧証券または旧権利は、売却の日以降、必要ある場合にはその失効の手続をとらなければならない。これらの権利者は、交付の請求のなかった証券の売却による純収入から金銭による分配を受ける権利のみを有する。

第43条 〔廃止規定および経過規定〕

①国庫に関する一定の処分についての1957年8月2日の法律第57—888号第9条第3項および非上場株式の併合に関する1964年7月10日の法律第64—697号第6条は、いずれもこれを廃止する。

②前項の規定にかかわらず、前項に掲げる規定が定める5年の期間は、本法の施行前に決定された株式併合についてこれを適用する。

第44条 1966年7月24日の法律第263条は、以下の規定をもってこれに代える。

法第263条 〔株式会社または株式合資会社が発行する有価証券〕

《株式会社および株式合資会社が発行する有価証券は、これを記名式または無記名式とする。》

第45条 1976年12月13日のヨーロッパ共同体理事会による第2指令とフランス会社法との調整に関する1981年12月30日の法律第81—1162号第32条に、以下の新項を追加する。

第32条 〔可変資本公司と投資共同資金〕

《④投資共同資金に関する1979年7月13日の法律第79—594号第3条および第7条第1項、第2項および第4項は、本条により設定された投資共同資金には、これを適用しない。管理者は、会計監査人の選任を請求すべき義務を負わない。》

〔参照条文〕

1976年12月13日のヨーロッパ共同体理事会による第2指令とフランス会社法との調整に関する1981年12月30日の法律第81—1162号

第32条 〔可変資本公司と投資共同資金〕

①1966年7月24日の法律第52条第1項および第2項により定款に記載された条項は、定款を本法第30条の規定にしたがい調整すべき可変資本制の株式会社において、引続き効力を有する。

②会社を脱退する社員は、その株式を、他の社員もしくは会社の従業員に譲渡し、またはその会社の株式によってのみ構成される投資共同資金に出資しなければならない。この投資共同資金は、会社がこれを管理することができる。

③命令に定める条件にしたがって選任された株主の代表者により構成される監理委員会については、投資共同資金に関する管理規則をもってこれを定めなければならない。監理委員会は、投資共同資金を構成する株式の議決権を行使するために1人または数人の受任者を選任しなければならない。

投資共同資金に関する1979年7月13日の法律第79—594号

第3条 〔経済担当大臣の命令への委任〕

投資共同資金の設定に際し、その資金を構成する有価証券および金銭の最低額ならびに各共有者が行なうべき最初の引受の最低額は、経済担当大臣の命令をもってこれを定める。

第46条 〔有価証券に関する規定の法典化〕

①参事院は、法令の規定の法典化および簡素化を検討する高等委員会の意見を聞いた後、その命令をもって、有価証券に関する法律の規

定の法典化を行なう。

②参事院は、命令をもって、現行規定につき、法典化作業により必要となる形式的な調整を行なう。ただし、内容に関する変更についてはこのかぎりでない。

第47条〔読替え規定〕

現行規定の《非公式特別市場》(compartiment spécial du hors-cote)という文言は、《第二市場》という文言をもってこれに代える。1966年7月24日の法律第200条、第208—1条および第208—3条、第271条、第279条、および1964年に修正された財政法第16条の《公式市場》という文言のつぎに、《もしくは第二市場》という文言を追加する。

〔参照条文〕

1964年に修正された財政法（1964年12月23日第64—1278号）

第16条〔有価証券の譲渡と公認仲買人〕

①公認仲買人により公式市場（1983年1月3日の法律により追加）《もしくは第二市場》に上場された有価証券または取引の日に先立つ1ヶ月以内に非上場有価証券相場日報に掲載されている有価証券の法人間または法人・自然人間の有償譲渡は、本法公布の日から、公認仲買人の仲介によってこれを行なわなければならない。

第48条〔参事院命令への委任〕

本法の適用の態様については、必要なかぎりにおいて、参事院の命令をもってこれを定める。

第49条〔海外領土等への本法の適用〕

本法の規定は、第23条および第41条を除き、海外領土およびマヨットの共同領土にもこれを適用する。

Ⅲ. 投資の促進および出資の保護に関する 1983年1月3日の法律第83—1号の適 用のための1983年5月2日の命令第83 —363号

第1章 株式会社の設立および資本増加 に関する規定の簡易化

第1条 会社・商業登記簿に関する1967年3月23日の命令第67—237号第57条第1号は、以下のとおりにこれを改正する。

第57条 [株式会社および株式合資会社の設立]

株式会社および株式合資会社の設立に関しては、第55条に定める書面に加えて、つぎに掲げる書面を提出しなければならない。

《1° 株式払込金保管者の保管証明書の写し2通。これには、各株式引受人により引受けられた株式数および払込金額を記載した株式引受人名簿を添付しなければならない。》

第2条 商事会社に関する1967年3月23日の命令第67—236号第63条の規定は、これを廃止する。

第3条 1967年3月23日の命令第67—236号第72条は、以下の規定をもってこれに代える。

令第72条 [資金の公募によらない設立]

資金を公募しないときは、命令第62条、第64条、第64—1条、第68

条および第70条の規定にかぎり、これを会社の設立に適用する。

〔参照条文〕

令第64—1条〔出資検査役の報告書の記載事項〕

（1982年6月2日の命令第82—460号により追加）出資検査役は、その報告書において、各現物出資について記載し、採用された評価の方法とその理由を表示し、かつ現物出資の価額が発行すべき株式の券面額の総額に一致するかまたはそれ以上である旨、発行超過額を付するときは、これを加算した額以上である旨を確認しなければならない。

第4条 1967年3月23日の命令第67—236号第164条第2項および第165条は、これを廃止する。

第5条 1967年3月23日の命令第67—236号第166条は、以下の規定をもってこれに代える。

令第166条〔相殺による払込についての精算書の作成および証明〕

新株の払込が会社債務との相殺によって履行されたときは、取締役会または董事会はその債務について精算書を作成し、これに会計監査役の正確である旨の証明を付さなければならない。

第6条 1967年3月23日の命令第67—236号第167条および第168条は、以下の規定をもってこれに代える。

令第167条〔資本増加の効力発生時期〕

金銭出資株式の発行による資本の増加は、保管者の証明書による場合はその日付の日から、会社法第191—1条に定める条件にしたがい

締結された保証契約による場合はその署名の日から、その効力を生じる。

令第168条 [確実な履行の保証を与えうる金融機関]

金融機関につき危険準備率および危険分散に関する原則を定める1979年7月5日の命令第79—561号の規定の適用をうける金融機関にかぎり、資本の増加について確実な履行の保証を与えることができる。

第7条 1967年3月23日の命令第67—236号第157条のつぎに、第157—1条の規定を追加する。

令第157—1条 [優先的引受権の個別的な放棄の手続]

①株主は、その有する優先的引受権を個別的に放棄するときは、会社に対し、その旨を書留郵便をもって通知しなければならない。

②株式を公式市場または第二市場に上場している会社においては、優先的引受権の放棄は、受益者を指定してこれを行なうことができない。

③受益者を指定しないで放棄をする場合には、無記名株式については、優先的引受権に対応するクーポンを添付するか、または株主の放棄を確認する証券の受託者もしくは1983年5月2日の命令第83—359号に定める仲介金融機関の証明書を添付しなければならない。

④受益者を指定して放棄する場合には、受益者の承諾書を添付しなければならない。

⑤会社法第184条および第185条の規定の適用に関しては、引受のなかった株式数の計算にあたり、株主が受益者の氏名を指定しないで個別的に放棄した優先的引受権に対応する株式の数を考慮しなければな

らない。ただし、この放棄がおそくとも資本増加実施の決定の日までに会社に通知されたときは、これに対応する株式は、優先的引受権を有する他の株主にこれを提供しなければならない。

第 8 条 1967年 3 月 23 日の命令第 67—236 号第 155 条は、以下の 2 カ条をもってこれに代える。

令第 155 条〔会社法第 186 条第 3 項の報告書の記載事項〕

① 会社法第 186 条第 3 項に定める取締役会または董事会の報告書には、提案された資本増加の最高限度およびその理由、ならびに優先的引受権排除の提案理由を記載しなければならない。この報告書には、さらにつぎの事項をも記載しなければならない。

1° 会社法第 186 条第 1 項に定める場合においては、新株の割当をうける者の氏名、各自が割当をうける新株の数、発行価額およびその算定の基礎

2° 会社法第 186 条第 2 項に定める場合においては、新株の売出の態様、発行価額またはその決定方法、およびその算定の基礎。

② 会計監査役は、その報告書において、優先的引受権排除の提案および発行価額の算定の基礎について意見を付さなければならない。会計監査役は、算定の基礎が正確かつ誠実であることを証明しなければならない。

令第 155—1 条〔資金公募の場合の新株の最低発行価額〕

会社法第 186 条第 2 項に定める場合においては、発行済の同種の株式と同一の権利を有する株式を優先的引受権にもとづかないで発行するときの価額は、以下の各号に定める基準を下まわってはならない。ただし、株主となった日が異なることを理由とする格別の取扱いにつ

いてはこのかぎりではない。

- 1° 会社の株式が公式市場または第二市場に上場されているときは、発行日前40日の期間内において、その初日から連続する20日以上を選定された期間の平均取引価格。この平均価格は、株主となった日が異なる場合には、それを参酌して修正しなければならない。
- 2° 会社の株式が公式市場および第二市場に上場されていないときは、最終の貸借対照表等にもとづく1株あたりの純資産額、または取締役会もしくは董事会の申請にもとづき商事裁判所長が選任する鑑定人によって定められた価額。ただし、株主となった日が異なる場合には、それを参酌しなければならない。

第9条 1967年3月23日の命令第67—236号第156条第1項第11号および第12号、ならびに第2項ないし第4項の規定は、以下の規定をもってこれに代える。

令第156条 [新株発行の通知および公告]

①新株の発行およびその態様については、つぎの記載事項を含む書面によって、株主に知らせなければならない。

- 1° 商号、略号を定めたときはその付記
- 2° 会社の形態
- 3° 資本の額
- 4° 本店所在地
- 5° 商業および会社登記簿および国立経済調査統計局における登録番号
- 6° 増加する資本の額
- 7° 株式申込期間の始期および終期

- 8° 新株につき株主が優先的引受権を有する旨、およびこの権利行使の要件
- 9° 金銭出資株式の券面額、発行超過額があるときはその金額
- 10° 引受けた株式につき即時に払込むべき金額
- 《11° 払込金を受領する者の氏名または商号および住所または本店所在地》
- 《12° 資本の増加が現物出資をふくむものであるときは、現物出資の概要、評価およびこれに対して与えられる株式。ただし、この評価および与えられる株式が仮りのものである旨の付記》
- 《13° 引受のない株式が資本の増加額の3パーセントを超えるときは、これにつき公募を行なうか、または引受済の額についてのみ資本の増加を行なうかの記載。》
- 《②会社が資金を公募するときであって、かつ、1982年度の財政法（1981年12月30日の法律第81—1160号）第94—1条の規定の適用をうけないものであるときは、前項に定める通知書の記載事項は、申込期間の初日の少なくとも6日前までに、これを法定公報（全国版）に掲載しなければならない。》
- 《③会社が資金を公募しないときは、第1項に定める通知書の記載事項は、前項と同一の期間内に、配達証明付書留郵便をもって、これを株主に通知しなければならない。》

第2章 投資証券

二〇一

第10条 1967年3月23日の命令第67—236号第1編第4章第5節の第1目《a）転換社債》は、《a）投資証券》をもってこれに代える。

第11条 1967年3月23日の命令第67—236号における《a）投資証券》の次に、第169—1条ないし第169—7条を追加する。

令第169—1条 [取締役会または董事会の報告書等]

①取締役会または董事会が株主総会に提出する報告書には、投資証券発行の提案理由および既存株式の分離により発行または創設される投資証券の数を記載しなければならない。

②株主または投資証券所持人の優先的引受権を排除する場合には、取締役会または董事会が株主総会または種類総会に提出する報告書に、その提案理由を記載しなければならない。この場合には、引受人の氏名および各引受人の引受ける証券の数を報告書に記載しなければならない。

③会計監査役は、優先的引受権排除の提案および提案された発行価額または発行価額の決定方法について、報告書に意見を付さなければならない。

令第169—2条 [種類総会の招集]

①投資証券権利者の種類総会は、資本増加、転換社債または新株引受権付社債の発行を決議する株主総会と同時に、かつ、同一の手續にしたがい、これを招集する。

②第120条、第123条ないし第127条、第130条第1項および第4項ならびに第137条の規定は、これを投資証券権利者の種類総会の招集に適用する。

令第169—3条 [優先的引受権排除のための種類総会]

①優先的引受権の排除を決議するために招集される投資証券権利者の種類総会は、株主総会の開催前に、かつ、第145—1条に定める議

決権のない優先配当株式の所持人による種類総会があるときはこの種類総会の開催前に、これを開催しなければならない。

②第145条、第146条、第147条、第149条ないし第151条の規定は、投資証券権利者の種類総会にこれを適用する。

令第169—4条〔種類総会への参加の条件〕

投資証券権利者の種類総会に参加する権利については、第136条にしたがい、会社が株主に課する条件と同一の条件をみたすべきものと定めることができる。

令第169—5条〔委任状による代理権授与と委任状用紙の様式〕

投資証券権利者の種類総会における議決権の代理行使は、第132条および第134条の定めるところによる。会社または会社がとくに指名した受任者は、投資証券の権利者に送付する委任状用紙に、種類総会の議事日程、種類総会に提出される決議の案文、および第135条に定める参考書類の送付を請求するための用紙を添付しなければならない。

令第169—6条〔会社書類の閲覧・謄写権行使〕

投資証券権利者は、会社法第162条ないし第172条に定める条件および命令第138条ないし第144条に定める条件にしたがい、会社書類の閲覧・謄写権を行使することができる。

令第169—7条〔証券の提供に対する放棄〕

会社による議決権証券および投資証券の提供に対し、権利者が割当を受ける権利を放棄する場合には、会社が定め、かつ、申込書に記載した期間内に、これを行なわなければならない。受益者を指定しないでなされた放棄は、申込を受けたすべての証券所持人のためにこれを

なしたものとみなし、放棄された証券は、追加分配を放棄しなかった証券所持人にこれを分配する。端数は、株主総会が定めた方法にしたがい、これを分配する。

第3章 新株引受権付社債

第12条 1967年3月23日の命令第67—236号第1編第4章第5節第1目の《b）交換社債》は、以下の第170条ないし第174—6条からなる《b）転換社債および新株引受権付社債》をもってこれに代える。

令第170条〔会社法第194—1条および第195条に定める報告書の記載事項〕

①会社法第194—1条および第195条に定める社債の発行を決議するために招集される株主総会に対して提出される取締役会または董事会の報告書には、社債発行の提案理由、転換社債の転換の基礎または新株の発行価額、および転換権または引受権を行使することのできる期間を記載しなければならない。

②発行する社債に対する株主の優先的引受権の放棄が提案されているときは、前項の報告書には、この提案理由、転換社債もしくは新株引受権付社債の発行価額、またはこの価額の決定方法を記載しなければならない。社債を公募しない場合には、引受人の氏名およびその引受ける社債の口数をも報告書に記載しなければならない。

③会計監査役は、その特別報告書において、転換の基礎または新株の発行価額について意見を付さなければならない。発行する社債に対する優先的引受権の排除が提案されているときは、それについても意見を付さなければならない。

令第171条〔**転換社債または新株引受権付社債発行後の新株等の発行の場合**〕

転換社債または新株引受権付社債を発行している場合、転換社債または新株引受権付社債以外の優先的引受権の付与されている証券を発行するときは、会社は、転換を請求した社債権者または新株引受権を行使した証券所持人が、その発行の当時に株主であったと同様に新証券の引受を可能とするための必要な措置を講じなければならない。ただし、株主となった日が異なることを理由とする格別の取扱いについてはこのかぎりではない。

令第172条〔**新規の転換社債または新株引受権付社債の発行の場合**〕

①転換社債または新株引受権付社債を発行しており、かつ、その転換権または引受権を特定の期間にかぎり行使することができる場合に、新規に転換社債または新株引受権付社債を発行するときは、会社は、転換を請求した社債権者または新株引受権を行使した証券所持人が、その発行の当時に株主であったと同様に新規に発行される転換社債または新株引受権付社債の引受を可能とするための特別の期間を定めなければならない。ただし、株主となった日が異なることを理由とする格別の取扱いについてはこのかぎりではない。

②転換権または引受権を随時に行使することができるときは、会社は、転換を請求した社債権者または新株引受権を行使した証券所持人が、その発行の当時に株主であったと同様に新規に発行される転換社債または新株引受権付社債の引受を可能とするための必要な措置を講じなければならない。ただし、株主となった日が異なることを理由とする格別の取扱いについてはこのかぎりではない。

令第173条〔転換社債または新株引受権付社債発行後の株式の無償交付の場合〕

転換社債または新株引受権付社債を発行している場合に、株式の無償交付を行なうときは、会社は、後日その権利を行使する社債権者または証券所持人が、無償交付の当時に株主であった場合に受領する株式と同数の無償交付を可能とするための必要な額を留保勘定に処分しえないものとして振替えておかなければならない。

令第174条〔転換社債または新株引受権付社債発行後の剰余金分配の場合〕

転換社債または新株引受権付社債を発行している場合に、金銭または会社保有証券による剰余金の分配を行なうときは、会社は、後日その権利を行使する社債権者または証券所持人が、その分配の当時に株主であった場合に受領する額または証券と同額の金銭または同数の証券の受領を可能とするため、その額を留保勘定に処分しえないものとして振替え、またはその証券を留保しておかなければならない。

令第174—1条〔転換社債または新株引受権付社債発行後の調整とその算定方式〕

①会社の株式が公式市場または第二市場に上場されているときは、発行契約において、第171条ないし第174条に定める数種の財務行為の全部または一部につき、転換の基礎の調整または新株引受権の調整を行なう旨を定めることができる。

②前項の調整は、財務行為実施後に転換権または引受権を行使したときに受領することのできる株式の価額が、財務行為実施前に転換権または引受権を行使したときに受領することのできる株式の価額と等しくなるように、100分の1株を単位として、これを行なわなければ

ならない。

③第1項の調整を行なうために、新たな転換の基礎または新たな新株引受権は、以下に定めるところを考慮して、これを算定しなければならない。

- 1° 優先的引受権をともなう財務行為の場合には、つぎのいずれかの方法による旨を発行契約をもって定めなければならない。
 - a) 優先的引受権の価額と引受権の権利落後の株式の価額との関係。これらの価額は、申込期間のすべての取引所開催日における寄付き値段の平均値をもって、これを算定する。
 - b) 旧株に与えて発行された新株の数、新株の発行価額、および引受権の権利落前の旧株の価額。この価額は、発行日前40日の期間内において選定された連続する20日以上の間期の平均取引価格とする。
- 2° 株式の無償交付の場合には、旧株に権利を与えて発行される新株の数。
- 3° 金銭または会社保有証券をもってする剰余金の分配の場合には、1株あたりの分配の価額と分配前の株式の価額。この価額は、分配日前40日の期間内において選定された連続する20日以上の間期の平均取引価格とする。

④取締役会または董事会は、調整を行なった年の年次報告書において、算定の要素および調整の結果を報告しなければならない。

令第174—2条 〔転換社債権者または新株引受権証券所持人に対する通知〕

①資金を公募している会社が転換社債または新株引受権付社債を発行している場合に、優先的引受権をともなう財務行為を行なおうとするときは、会社は、その行為をする以前に、法定公報（全国版）に通

知を掲載し、社債権者または証券所持人に対してその旨を知らせなければならない。

②前項の通知には、つぎの事項を記載しなければならない。

- 1° 商号、略号を定めたときはその付記
- 2° 会社の形態
- 3° 資本の額
- 4° 本店所在地
- 5° 商業および会社登記簿における会社の登録番号
- 6° 財務行為の性質、発行される証券の種類、引受価格、旧株1株に対する引受権の割合および引受権行使の条件
- 7° 第171条ないし第174—1条の適用にもとづき会社が講じる措置。

令第174—3条 〔転換または引受の停止期間の公告〕

①取締役会または董事会が、転換権または引受権の行使を停止する旨を決定したときは、その通知は、停止期間開始日の15日前までに、法定公報（全国版）に、これを公示しなければならない。

②前項の通知には、本命令第174—2条（第2項）第1号ないし第5号に定める事項、停止期間の開始日および終了日を記載しなければならない。

令第174—4条 〔転換社債の転換権または新株引受権付社債の引受権の行使による資本の変動〕

①随時に行行使することのできる転換または新株の引受によって資本が増加するときは、第156条に定める公示はこれを適用しない。株式申込証は、第163条に定める記載事項中、第7号、第8号および第12号に定める記載を省略して、これを作成することができる。ただし、

会社法第190条第2項に定める場合はこのかぎりではない。第164条ないし第168条の規定は、随時転換社債の転換によって資本が増加する場合には、これを適用しない。

②第287条に定める公示は、1カ月以内にこれを行なわなければならない。

令第174—5条〔取得株式に端数がある場合の特則〕

①転換権または引受権を行使した場合に、端数が生じたときは、この端数は、金銭をもって支払わなければならない。この支払額は、株式価額に端数を乗じて得た額とする。

②株式を公式市場または第二市場に上場している会社の場合には、前項の株式の価額は、転換または引受の請求書が提出された日の直前の取引所開催日の相場とする。

③前項に定める会社以外の会社の場合には、第1項の株式の価額は、発行契約の規定にしたがい、非上場有価証券相場日報に掲載された相場または会社の純資産にもとづいて、これを算定する。

④発行契約においては、社債権者または引受権証券の所持人が前2項に定める方式にしたがって算定された1株とするに必要な差額を会社に払込むことを条件として、整数の株式の発行を請求する権利を有する旨を定めることができる。

令第174—6条〔会社書類閲覧権行使の条件〕

会社法第194—9条に定める閲覧権は、本命令第142条ないし第144条に定める条件と同一の条件にしたがって、これを行使しなければならない。

一九三

第13条 商事会社に関する1967年3月23日の命令第67—236号第174

一七条は、これを廃止する。

第14条 1967年3月23日の命令第67—236号第56条第3項は、以下の規定をもってこれに代える。

令第56条〔会社の形態および資本を付記した商号の表示〕

《③随時転換社債の転換，随時に行使できる新株引受権の行使，または株式による配当の支払いにより生ずる資本増加の場合において，かつ資本の増加額が旧資本の10パーセントを超える場合を除き，会社は，資本の増加を確認した日から3年の期間が経過したときにかぎり，本条第1項に定める証書および書類に新資本額を記載しなければならない。》

第15条 商業および会社登記簿に関する1967年3月23日の命令第67—237号第62条の《転換社債または交換社債の発行を決議したときは，その株主総会の議事録の写し》という文言は，以下の文言をもってこれに代える。

《新株引受権付社債，転換社債，交換社債，または投資証券の発行を決議したときは，その株主総会の議事録の写し。》

第16条 ①1967年3月23日の命令第67—236号第174—7条の2の前に，《c）交換社債》を追加する。

②上記命令の第1編第4章5節第1目《c）およびd）》は，それぞれこれを《d）およびe）》とする。

第4章 議決権のない優先配当株式

第17条 1967年3月23日の命令第67—236号第153—6条のつぎに、以下に定める第153—6—1条を追加する。

令第153—6—1条〔優先配当株式に関する転換の手続〕

①取締役会または董事会は、会社法第269—1条に定める転換につき決議するために招集される種類総会に提出する報告書に、転換の条件、転換比率の算定方法およびその実施の態様を記載しなければならない。

②会計監査役は、その報告書において、前項の総会に提出される転換の提案につき意見をのべ、かつ、転換比率算定の方法が正確かつ誠実であるかどうかを記載しなければならない。

第5章 参加証券

第18条 1967年3月23日の命令第67—236号第242条のつぎに、第2節の2「参加証券」と題して以下の条文を追加する。

第2節の2 参加証券

令第242—1条〔報償金の可変部分の算定方法〕

一九一 ①参加証券に対する報償金の可変部分は、この証券の券面額の40パーセントを超えることができない。

②報償金の可変部分の算定につき考慮すべき要素は、承認を受けた年次計算書類、または連結計算書類がある場合には、それにもとづく

ものでなければならない。

令第242—2条〔参加証券所持人総会の開催日〕

参加証券所持人総会は、毎年少なくとも1回、株主総会を開催する日、または、総会をもたない公企業においては、前営業年度の計算書類を承認する取締役会の日もしくはそれに先立つ15日以内に、これを開催しなければならない。

令第242—3条〔参加証券発行の公示方法〕

①参加証券を発行する会社は、第211条および第212条に定める条件にしたがって公示の的行なわなければならない。第211条(第2項)第12号、第13号、第14号および第15号に定める事項は、発行すべき参加証券にこれを記載しなければならない。さらに、既発行参加証券の未償還額の表示ならびにこれに担保が付されている場合にはその内容を公示しなければならない。

②参加証券の発行に際して会社が作成する目論見書および案内状、ならびに会社が行なう揭示および広告については、第213条を適用する。

令第242—4条〔参加証券の記載事項〕

引受人に交付する参加証券には、第214条に定める事項を記載しなければならない。

令第242—5条〔社債に関する規定の準用〕

第215条ないし第230条、第232条、第233条および第234—1条ないし第242条は、参加証券の発行の場合にこれを適用する。そのために、これらの条文の諸規定ならびに起債会社、社債の発行および社債権者

に関する諸規定は、参加証券の発行会社、参加証券の発行およびその所持人に対してそれぞれ適用する。

令第242—6条〔参加証券所持人の閲覧権〕

会社書類を閲覧する参加証券所持人の権利は、第142条ないし第144条にしたがってこれを行使しなければならない。

令第242—7条〔自己の発行した参加証券の取得〕

会社は、第185—1条および第185—2条に定める方式にしたがい、証券取引所において自己の発行した参加証券を買付けることができる。買付けた自己の参加証券は、1年以内にこれを他に譲渡しなければならない。この期間を経過したときは、買付けた自己の参加証券については失効の手続をとらなければならない。

第6章 有価証券の口座への登録

第19条 1967年3月23日の命令第67—236号第82条第1項および第106条第1項のつぎに、以下に定める第2項を追加する。

令第82条（および令第106条）〔資格株の取扱〕

《②1983年5月2日の命令第83—359号の規定にしたがい、前項に定める株式がその発行会社または仲介金融機関の口座に登録されたときは、発行会社または仲介機関は、その株式が譲渡性を有しない旨を記録しなければならない。仲介金融機関がこの手続を行なうときは、その機関は、書留郵便をもってその旨を発行会社に通知しなければならない。株式が管理口座（compte d'administration）に登録されているときは、その株式が譲渡性を有しない旨をその口座に登録しなけ

ればならない。》

第20条 1967年3月23日の命令第67—236号第136条第1項は、これを以下のとおり改正する。

令第136条〔総会参加の手續〕

《①総会に参加する権利を有する者は、会社の記名株式登録簿に登録された株主、招集通知により指定された場所に無記名株券を預託した株主、これらの株券の保管者である銀行その他の金融機関もしくは公認仲買人が発行した保管証明書を預託した株主、《または1983年5月2日の命令第83—359号により定められた仲介金融機関が発行し、その総会の会日までに口座に登録された株式が処分できないものであることを証明する証書》を預託した株主とする。》

第21条 1967年3月23日の命令第67—236号第123条第1項において、《または第136条第1項に定める株券の保管証明書》の語は、《または第136条第1項に定める証明書のいずれか1通》の語をもって、これに代える。

第22条 1967年3月27日の命令第67—236号第129条（第1項）および第130条第1項第7号において、《株券を預託すべき場所》の語は、《株券または第136条第1項に定める証明書のいずれか1通を預託すべき場所》の語をもって、これに代える。

第23条 1967年3月23日の命令第67—236号第140条第2項において、《記名株式登録簿にこの日までに登録した（各記名株主の氏名および住所）、ならびに本店に無記名株券をこの日まで継続して預託してい

る各株主の》の語は、これを削除する。

第24条 1967年3月23日の命令第67—236号第152条において、《および本店に無記名株券を継続して預託している株主の》の語は、これを削除する。

第25条 1967年3月23日の命令第67—236号第174—33条第1項において、《または無記名株券への転換をなし》の語のつぎに、《1983年5月2日の命令第83—359号により定められた条件にしたがって譲渡すること》の語を追加する。

第26条 1967年3月23日の命令第67—236号第185条に以下の第2項を追加する。

令第185条 [減資のための買入消却手続]

《②株式が1983年5月2日の命令第83—359号の規定にしたがって口座に登録されているときは、株式の消却は、発行会社または仲介金融機関において、会社の名義をもって開設された指定口座 (compte d'ordre) への振替によってこれを確認する。》

第27条 1967年3月23日の命令第67—236号第209条第1項のつぎに、以下に定める第2項を追加する。

令第209条 [未払込株式の売却にともなう手続]

《②株式が1983年5月2日の命令第83—359号の規定にしたがって発行会社に設けられた口座に登録されているときは、払込を怠っている株主の登録は、法律上当然にこれを抹消する。会社は、その株式の

取得者を登録し、かつ請求のあった未払込株式の払込がなされたこと、および「複本」であることを記載した新たな証明書を交付しなければならない。》

第28条 1967年3月23日の命令第67—236号第225条第1項は、これを以下のとおり改正する。

令第225条〔総会出席権〕

《①総会に参加する権利を有する者は、会社の記名社債原簿に社債権者として登録されている者、招集通知により指定された場所に無記名社債券を預託した者、またはこれらの債券の保管者である銀行その他の金融機関もしくは公認仲買人が発行した保管証明書を預託した者、《または1983年5月2日の命令第83—359号の定める仲介金融機関が発行し、その総会の会日までに口座に登録された社債券が処分できないものであることを証明する証書》を預託した者とする。》

第29条 1967年3月23日の命令第67—236号第240条（第1項）のつぎに、以下に定める第2項を追加する。

令第240条〔破産債権者集会の場合の無記名社債券の提出〕

《②1983年5月2日の命令第83—359号の規定にしたがって登録された証券については、口座登録証明書を前項に定める手続にしたがって提出しなければならない。》

第30条 会社により発行された発起人持分に関する1929年1月23日の法律第8条の3の適用を定める1967年6月6日の命令第67—452号第9条は、以下のとおりこれを改正する。

第9条 〔発起人持分の買取代金の支払〕

会社は、発起人持分を買取る場合、持分が無記名式のときは、その証券の単なる呈示および交付にもとづき、持分が記名式のときは、記名証券の制度に関する1955年12月7日の命令第55—1595号第37条に定める条件にしたがい自己の身元を証明する権利者の記名証券の呈示にもとづき、《またはその証券が1983年5月2日の命令第83—359号の規定にしたがい口座に登録されているときは、仲介金融機関が交付した登録証の呈示にもとづき、》その買取代金を直ちに持分権者に対して支払わなければならない。

〔参照条文〕

会社により発行された発起人持分に関する1929年1月23日の法律

第8条の3（1966年7月24日の法律第66—538号により追加）〔発起人持分の買取・転換〕

①会社は、発起人持分を発行した日から19年を経過したときは、株主総会の特別決議のみにもとづき、すべての発起人持分を買取り、またはこれを株式に転換することができる。この決議の日から発起人持分に与えられていた権利は消滅し、旧持分権者は、転換による株式に与えられた権利を行使し、または買取価格の債権者となる。転換比率または買取価格は、鑑定によってこれを決定する。

②本条の規定に反するすべての条項は、これを記載のないものとみなす。本条の適用の態様は、命令をもってこれを定める。

第31条 可変資本投資会社（SICAV）に関する1979年1月3日の法律第79—12号の適用を定める1979年4月24日の命令第79—323号第15条において、《またはその株券の預託証書》の語は、《または1967年3月23日の命令第67—236号第136条第1項に定める証明書のいずれか1通》の語をもってこれに代える。

第7章 雑 則

第32条 1967年3月23日の命令第67—236号第206条〔株式または小割株式の券面額〕第2項第1号につぎの文言を追加する。

《株式を証券取引所第二市場に上場している会社またはその株式が証券取引委員会の決定により第二市場に上場を認められた会社についても同様とする。》

第33条 1967年3月23日の命令第67—236号第300条は、つぎの規定をもってこれに代える。

令第300条〔本命令にいう証券取引所の相場の意義〕

本命令にいう証券取引所の相場とは、株式が定期取引を認められている場合には定期取引により、定期取引が認められない場合には実物取引によって成立した寄り付き値段をいう。

[本研究については、昭和57—58年度の特定期間研究助成費の交付を受けた。]